

# 地域福祉活動団体助成について

## 1 助成金について

この助成金は、地域福祉活動事業に要する経費の一部を助成し、地域福祉活動の増進を図ることを目的とし、共同募金(年末たすけあい募金)を財源としています。

### 《対象となる団体》

- ◆ 市内に拠点を持ち、利益を追求しない、会員10名以上の団体  
※法人格を有する団体は除く。(NPO法人は可)
- ◆ 地域の支え合い活動や交流活動等の地域福祉活動を実施する団体  
※会員のみを対象とした研修や親睦旅行・食事会や団体の運営費は対象外となりますのでご注意ください。団体が行う地域福祉活動に対し、地域住民が関わっていることが必須です。
- ◆ 共同募金を財源とする他の助成を受けていない団体

《助成金の額》総額90万円を上限としています。

①活動費：一団体あたり50,000円を上限

②整備費：一団体あたり25,000円を上限

※助成金の採択、助成金の額等は、共同募金配分委員会において審議します。

委員会開催予定日：7月下旬

## 2 活動費についての留意点

活動費は、団体の一部の地域福祉活動に対する事業費となります。

また、この活動費は、総事業費の2分の1を助成するものであり、他の財源を含めた総事業費は、助成額の2倍以上になることが必要となります。

【例】活動費50,000円の助成申請の場合は、総事業費100,001円が必要。

## 3 整備費についての留意点

整備費は、備品を購入いただき、地域福祉の増進に寄与することを目的としています。広く地域住民の福祉の増進に役立つものを購入してください。

コピー用紙やインク等の消耗品は対象となりません。

また、前年度交付を受けた団体は、今年度は助成申請できません。

【例】 家電製品      テレビ、カメラ、ビデオデッキ、CDデッキ等  
備品等            机、椅子、教材用具、レクリエーション物品など

## 4 申請・報告手続きについて

① 申請書提出期間      令和8年5月1日(金)～6月30日(火)

② 報告書提出期限      令和9年4月20日(火)

③ 書式：HPより      <https://www.ebina-shakyo.or.jp/shosiki>